## 岩手県告示第606号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成19年8月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 路線名 二戸九戸線
  - (2) 供用開始の区間 九戸郡九戸村大字長興寺第13地割字外久保48番22地先から9番9地先まで
  - (3) 供用開始の期日 平成19年8月10日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 二戸地方振興局土木部
    - イ 期間 平成19年8月10日から同年9月10日まで
- 2(1) 路線名 釜石遠野線
  - (2) 供用開始の区間 釜石市鵜住居町第12地割6番18地先から第7地割47番22地先まで
  - (3) 供用開始の期日 平成19年8月10日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 釜石地方振興局土木部
    - イ 期間 平成19年8月10日から同年9月10日まで